

平成 31 年度国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託 業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名 国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託

2 委託期間 契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 横浜市健康福祉局保険年金課

4 業務目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律 80 号）に基づく、横浜市国民健康保険特定健康診査の受診率を向上させ、被保険者の生活習慣病の危険因子を早期に発見することを目的として実施します。

5 勧奨対象者

約 25 万人（9 月末時点で未受診者を想定）

※平成 31 年度特定健診受診対象者：約 55 万人

上記目的に照らし、受託者が平成 31 年度特定健康診査の対象者から抽出する。

なお、抽出方法は事前に委託者の了解を得ること。

6 勧奨予定時期

平成 31 年 11 月

7 受診勧奨方法

対象者の特性に合わせた文書による勧奨

8 業務概要

(1) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに事業計画を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、委託者からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) データ分析・受診勧奨対象者の特定業務

ア データ提供及び加工業務

委託者は過去の特定健康診査の受診履歴・受診結果等のデータ一式を契約締結後、速やかに受託者へ引き渡す。受託者は引き渡したデータを突合し、データ分析が可能

な状態にデータを加工する。

イ 分析データの作成・集計

受託者は分析データを区、受診歴、健診データ、国保加入歴等の指標から集計を行い、委託者が別途指定する項目についてクロス集計を行う。

ウ 分析データ・報告書の納品

受託者は作成した分析データ及び分析結果を記載した報告書を作成し、電子媒体等により委託者に納品する。

エ 受診勧奨対象者の特定業務

データ分析により、未受診者の特性に合わせて分類を行い、受診勧奨する対象者を特定する。未受診者の特性に合わせた分類は住所、受診歴、健診データ、国保加入歴等から行う。

(3) 受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を委託者に提示し、委託者の了解を得る。その後、対象者に対し、受診勧奨を実施する。なお、委託者から除外対象者が示された場合は、その者は対象から除外すること。

ア 文書による勧奨を実施する場合

(ア) 受診勧奨対象者の特性に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とすること。

(イ) 通知物の印刷物作成業務は受託者が実施する。送付先の郵便番号、宛先、宛名等は、委託者が提供する最新の宛名情報をもとに受託者が印刷する。

(ウ) 特性による対象者の区分方法及び各区分への通知内容について、事前に委託者の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(エ) 各区分の対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

(オ) 対象者には入院中の者や定期的に通院し特定健診と同等の検査を受けている者も多いため、そういった者が不快に感じることの無い通知内容とすること。

(カ) 通知の印刷・送付については、送付先の誤り等が無いよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

(キ) 発送前に、委託者より指示があった場合は、必要に応じて引抜きを行うこと。引抜きの指示の期日は別途協議のうえ決定する。

(ク) 勧奨文書は別途指定する順番で梱包し、指定の郵便局まで納品する。(場合によっては納品先が変更になる場合がある。)

なお、梱包に際しては、委託者が指定する形態で受託者が用意すること。

(ケ) 勧奨文書の発送に伴う郵便料金については、契約金額に含めないものとする。

(コ) 区別、郵便番号別にプリント件数を集計し、処理件数表を作成し委託者に発送日より前に報告すること。

(サ) 送付物ごとの受診勧奨対象者リストを報告すること。

9 貸与予定データ

貸与可能なデータは次のとおりとする。

なお、次に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途協議の上、貸与の可否を決定する。

- (1) 受診券発行者リスト
- (2) 未受診者リスト（処理時点）
- (3) 特定健診データ管理システム関係データ
- (4) KDB 関連データ

10 経費支出

(1) 支払期限

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

- (2) 事業実施経費に不足が生じた場合、委託者は受託者に対し、不足分を補てんしないものとし、受託者が負担するものとする。

11 個人情報の保護等

受託者は、個人情報の保護に関して以下の措置を講じること。

- (1) この契約による個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報保護条例、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 委託者が受託者に受け渡す電子媒体については、作業完了後すみやかに返却すること。
- (3) 個人情報を電子媒体にて運搬・保管・管理する場合には、施錠や入退室管理の可能な保管庫に格納する等、必要な措置を講じること。
- (4) 個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよう、すみやかに対応できる体制を事前に確立しておくこと。受託者による情報の漏えい等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者が賠償を行うこととする。また、個人情報漏えい賠償保険等に加入すること。その他、常に賠償に備えた体制が整備されていること。
- (5) その他、個人情報の取扱いについて委託者が求めた場合は対応すること。